

# 総務文教委員会記録

令和3年3月30日（火）  
10時34分～11時00分  
全員協議会室

【委員】 西村委員長、芦谷副委員長  
三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員

【委員外】 柳楽議員

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職】 砂川副市長  
（総務部） 坂田総務部長、戸田契約管理課長  
（地域政策部） 岡田地域政策部長、大屋政策企画課長

【事務局】 下間書記

---

【議題】

1 議案第48号 工事請負契約の締結について（浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事）

【全会一致 原案可決】

【議事の経過】

[ 10 時 34 分 開議 ]

西村委員長

ただいまから総務文教委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。レジュメに沿って進めていく。

1. 議案第48号 工事請負契約の締結について（浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事）

西村委員長

先ほどの本会議で本委員会に付託された、市長提出議案1件の審査に入る。

なお、採決は、執行部退席後に行うので、よろしく願います。

執行部から補足説明はあるか。

（ 「なし」という声あり ）

政策企画課長

委員から質疑はあるか。

西村委員長

先ほどの議案質疑で臨時議会のコストなどの話があったが私は議員の仕事は議会だと思っているので一向に気にしていないので伝えておく。

西川委員

先ほどの答弁の中に入札参加者は1者と聞こえたが、1者か。

政策企画課長

今回の一般競争入札は1者である。

西川委員

予定価格と落札率を教えてください。

政策企画課長

落札率は98%である。

西川委員

一般競争入札で入札が1者で、落札率98%というと、一般的に公平性が担保されているかどうか疑問なのだが。答弁の中でも簡易な宅内工事なので一般競争入札にしたとのことだが、1者で落札率98%ということで疑問に思う。入札の市内業者含め、手が挙がらなかった理由は。入札方法に問題なかったか見解を求める。

契約管理課長

一般競争入札に出すときは条件を設定する。その条件に合っていて、名簿に載っている方で不特定多数が入れる設定にしている。政策企画課長は市内業者も含めと申し上げたが、工事請負のときには建設業許可が必要である。市内事業者が入れる設定で当然考えるが、このたびは電気通信工事になる。電気通信工事は残念ながら市内事業者で許可を得ている方がおられないので、県内以上というところで参加条件を求めた。そうしたところ、複数の方がこのケーブルテレビ施設を光化する実績を持っている方は、こちらで公共工事の実績を確認できるのだが、少なくとも公共工事で複数の方が応札できるだろうと。

ケーブルテレビの場合は、場合によっては、民間事業者が発注者になることもあるかと思うが、そこまでは確認できなかったが、十分複数に応札できる設定で出していた。結果として1者から手が挙がった。

西川委員

その複数可能であったと言われたが、具体的に県内何者、中国管内何者か。

契約管理課長

こちらで確認できたのが、県内業者で7者はいらっしゃるのでは。中国管内だと十数者応札ができるのではないかとということで、県内事業者で確保できるだろうと判断したものだ。

西川委員

これは設計、積算については誰が行ったのか。本線工事とは全く別事業で、本線はプロポーザルだったが、これは全く含まれない形なのか。

というのは、本線は中電工が落札されていたと思うが、その関係性は全くない単独工事なのか。

政策企画課長

そういった意味では、接続するという意味では関連するが全く別発注の工事内容になる。

西川委員

やはり市民から見ても、この金額の工事で1者98%というのは説明しにくい。なかなか入札なのでこちらから働きかけるのは難しいだろうが、資格のある業者にあらかじめ周知するなどの方法は取らないのか。

契約管理課長

専用ホームページに工事の情報が載っている。これは県の専用ホームページに、県内市町村の工事が全部載っている。工事事業者だと毎週毎日確認されているので、工事分野についての周知は十分されている。

西川委員

島根県電子調達共同利用システムのことをおっしゃっているのだと思う。市民に疑念を持たれないように。公平性が心配なので何か方法を考えられたほうがよいのでは。これは意見として。

牛尾委員

本体は14億円超で、プロポーザルで中電工になった。そうであるなら、これもむしろ随意契約でもよかった気がする。流れ的に。本線と宅内で関連性があるから一つの流れとして理解できる。一般競争入札1者で98%というと、何もなくても何かありそうな印象がある。

だから税金を使った発注事業は、そういう疑念を市民に抱かれない手法をつくるのも行政の仕事ではないかと個人的に思う。今後のこともあるのでご留意いただきたい。見解を問う。

総務部長

先ほどの西川委員のお話、牛尾委員のお話に重複するが入札制度の一般的なところからご説明したい。

そもそも地方自治体は、契約は原則競争入札である。競争入札というのは、要は指名競争入札と一般入札とがあり、指名競争入札はあらかじめ我々から幾つかの業者へいろいろな選定理由があるが、この事業に対して幾らでやってもらえるかという形になる。一般競争入札は私どもの中で整理した上で仕様書を告示し、それなりの許可や実績を持っていたりする方の応札を求める。

一方、随意契約はそもそも例外的な位置づけである。基本は競争入札にするべき。プロポーザルとはノウハウ、経験、実績から幾つか方針提案をしていただき、審査する。これは金額ばかりではない。したがってプロポーザルによって業者決定するのは随意契約になる。

一般競争入札の物差しは金額である。金額によらない契約をしようと思うと提案型の入札をして、結果として随意契約を結ぶ。

最初の本体の工事はそういう部分が入るので提案型で入札をさせてもらった。今回の工事はそれに基づいて宅内に引いてくる、難易度の高い工事ではない。確かにボリュームはある。そうなる業者を問わないでいくと数百社の名簿登録がある。行政は契約するに当たってはあらかじめ入札参加資格申請をして、浜田市と契約ができるかを確認した上で、そういう方から応札いただくことになっている。

今回の工事は電気通信資格のある業者に参加要件を設けて、応札いただければ資格があれば契約ができる形である。結果として1者だった。これはあまり特殊な例ではない。要するに相手方からすると何者応札があるかわからないので、応札側は競争している意識でいる。結果として1者

だったとしても、我々としては一般競争入札の競争するという考えのもとに入札をしているので、結果として、金額が予定価格内であれば落札決定する仕組みである。

随意契約がよかったのではというお考えもあろうかと思う。一方で、複数の業者が入札参加申請をしている中、応札のお声かけをするのは私どもの立場なので、特殊だったり、どうしても提案型にしなければならない、少なくとも随意契約にはそれなりの理由がある。今回は競争入札とすべき案件と判断した。

金額は、低入札価格調査制度であったり、最低制限価格制度であったり、あまりに安く入れるものについては本当にお仕事できるのか確認する制度もある。そういう中でしっかり積算して発注はするが、業者側も積算制度を研究されているので、かなり高く取れるところで応札されるところもある。ただ、高く入れ過ぎると相手に負けることもある。そういう判断の中で最終的には今回契約を認めていただいて公表になるので、細かい落札率はおおむね98%としかお話しできないが、我々としては、貴重な税金を使うのだから安くしたいが、べらぼうに安い粗悪という結果は避けたい。

疑念を持たれないように周知していくことが永遠の課題であり、引き続き留意する。できるだけ競争入札を選ぶスタンスは変わらない。

牛尾委員

よくわかった。もしかするとプロポーザルのほうが、金額が抑えられたのではと錯覚するのだが。

総務部長

これは何とも言いがたいが、業務内容から整理して考えると、やはり一般競争入札のほうが安く上がったと思う。

西川委員

私も以前建設業において電子入札を担当したこともあるので言われることは全て理解するが、その上で、市民感覚で、競争原理が働いているのかいないのか。今後配慮を。

随意契約の場合2者、3者以上の見積もりが必要だったと思う。それを開示するとか、競争入札でも金額だけによらない方法もあるので、そういうことを配慮してやっていただきたい。

地域政策部長

今回の入札に関して、所管的なことになるかもしれないが背景をご説明させていただきたい。

今、全国的に高速情報通信基盤というのが、国の号令下で手を挙げる自治体が多い。幹線工事もちろんだが引き込み工事についても全国で多くの事業がある。そうした背景の中、業者も仕事がほかになればここを全力で取りに来るのだろうが、全国的にもそのような事例が見られる中で入札するとなると、ある程度無理のある価格よりも多少はこのくらいの金額では、という原理も働いているのではと思う。

今回、高速情報通信基盤の全国的な工事の多さの中、入札参加数や落札率などに影響が出ているものと考える。

芦谷副委員長

進行を交代する。西村委員長。

西村委員長

プロポーザルの随意契約で最終的には宅内引き込みも撤去も含め、やる選択肢もあったのではと思う。競争原理という点からは少し疑問に思う点もなくはない。

例えば、光ケーブルを張って、引き込みも張って、時期的に工期は重な

- 政策企画課長 　　るのか、離れているのか。  
　　今回の宅内工事はあくまでも本線を令和3年度に終わらせる。それから  
令和4年度に引き込みを開始するので、実際には重ならない。
- 西村委員長 　　ということは要するに別工事で、それぞれ事業を立てる。今回のやり  
方で実施ができる、それが普通だと考えてよいのだろう。  
　　今後、撤去が出てくると思うが、この撤去工事もまた一般競争入札に  
かける考え方でよいのか。
- 政策企画課長 　　おっしゃるように撤去も今引いている業者でないとできないわけでは  
ないので、すでに引いてあるものを取り除くだけなので基本的には一般  
競争入札なりで業者選定すると思う。
- 西村委員長 　　ほかにあるか。  
　　　　　　　　　（ 「なし」という声あり ）
- 西村委員長 　　それでは執行部は退席されて構わない。

《 執行部退席 》

- 西村委員長 　　採決に入る前に自由討議の希望はあるか。  
　　　　　　　　　（ 「なし」という声あり ）  
　　では、これより採決を行う。
- 「議案第48号 工事請負契約の締結について（浜田市高速情報通信基盤  
整備引込宅内工事）」**
- 西村委員長 　　本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ないか。  
　　　　　　　　　（ 「異議なし」という声あり ）  
　　ご異議なしと認め全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。  
　　以上で、総務文教委員会に付託された議案の審査を終了する。  
　　ただ今から委員長報告を作成するが、正副委員長一任ということによ  
ろしいか。  
　　　　　　　　　（ 「はい」という声あり ）  
　　それでは、正副で作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告  
フォルダに入れるので、ご確認をお願いします。  
　　以上で総務文教委員会を終了する。

[ 11 時 00分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 西村 健 ㊟